

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：交通対策費

事業名 岐阜県鉄道施設維持修繕事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

都市建築部 都市公園整備局 公共交通課 地域交通係

電話番号：058-272-1111 (内 2735)

E-mail：c11134@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 183,192千円 (前年度予算額：184,962千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	184,962	0	0	0	0	0	0	0	184,962
要求額	183,192	0	0	0	0	0	0	0	183,192
決定額	183,192	0	0	0	0	0	0	0	183,192

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県内地域鉄道は、沿線市民を中心とした人々の重要な足となっている。
- ・公共交通として、安全運行は最重要事項とされており、事業者が実施する安全対策事業のうち、設備の維持修繕にかかる経費に対して県が独自に支援することで、鉄道事業の安全運行を確保する。

(2) 事業内容

- ・県内地域鉄道事業者 (樽見鉄道 (株)、明知鉄道 (株)、長良川鉄道 (株)、(一社) 養老線管理機構) が実施する安全運行確保に必要な線路、電路、車両に関わる維持修繕事業に要する経費又は維持修繕事業に相当する経費を補助する。

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助対象】

県内地域鉄道事業者

【補助率】

原則として 2/5

ただし、要綱第 6 条の 2 に定める項目のいずれかを満たすことで補助率 9/20 とする。

【補助限度額】

補助対象事業に対して市町が負担する額を上限額とする。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	183,192	事業者が実施する、安全運行の確保に必要な維持修繕事業に対して支援をおこなう。
合計	183,192	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

鉄道施設維持修繕事業計画

(2) 後年度の財政負担

鉄道の安全運行を維持するため、今後も継続的な支援を実施。毎年度、事業が効率的に実施されたか等を見直し、改善を図る。

県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	岐阜県鉄道施設維持修繕事業費補助金
補助事業者（団体）	県内地域鉄道事業者 （理由）県内地域鉄道事業者を補助するため。
補助事業の概要	（目的）鉄道事業の安全運行の確保 （内容）安全運行確保に必要な線路、電路、車両に関わる維持修繕事業に要する経費又は維持修繕事業に相当する経費を補助する。
補助率等	定額・定率・その他（例：人件費相当額） （内容）（補助率 2/5、9/20） （理由）補助金交付要綱第6条に拠るため。
補助効果	鉄道事業の安全運行の確保
終期の設定	終期令和5年度 （理由）事業開始から3年以上経過。

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか
 鉄道事業の安全運行を確保し、鉄道施設の不備が原因となる大きな事故等を防ぐ。

（目標の達成度を示す指標と実績）

	指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (H28年度末)	目標 (終期)
①	鉄道の整備事業については、部分的な修繕と並行して他設備の劣化・老朽化が進んでおり、路線全体としての安全性向上の成果を定量的に表すことが困難であるため、指標は設定しない。			
②				

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度 (要求)
補助金交付実績	/	/	/	/	/
指標①目標	/	/	/	/	/
指標①実績	/	/	/	/	/
指標①達成率	/	/	/	/	/

（前年度の成果）

前年度の県内第三セクター鉄道及び中小民鉄が行う安全運行に係る事業に対して、支援を行った。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

施設の老朽化に伴い、信号設備等の不具合が発生する頻度が増加傾向にあるため、今後も安全運行の確保に必要な日々の維持修繕について、鉄道事業者が迅速かつ適切に対応できる体制を維持していく必要がある。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○ : 必要性が高い、△ : 必要性が低い

(評価)

○

利用者の多くが通学学生や高齢者であり、地域の生活を支える重要な公共交通手段であるとともに、公共交通の安全性の確保は社会要請かつ重要事項であることから、経営が厳しく十分な設備投資のできない第三セクター鉄道及び中小民鉄の実施する安全対策事業への支援が必要である。

・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○ : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△ : まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

痛んだ枕木や車両の修繕事業を支援することにより、公共交通機関として最も重要な安全運行の確保に寄与している。平成 28 年度以降、鉄道施設の不備が原因となる大きな事故等は発生していなかったが昨年度 1 件発生し、一層の支援拡大が求められている。

・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか)

○ : 効率化は図られている、△ : 向上の余地がある

(評価)

○

実施する事業について、着工時期等の計画を事前に立てておくことで、安全運転のためには早急に取りかからなければならないものを明確にし、緊急性の高い事業のみを実施した。

(事業の見直し検討)

前年度の成果を踏まえ、鉄道施設について計画的に修繕を進めていくことで、安全・安心な交通体系の確立を推進する。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 地方鉄道は、地域の生活を支える重要な公共交通手段であり、安全運行の確保に支障が生じないよう鉄道事業者の行う維持修繕事業に対する支援の継続は不可欠である。

補助に際し、各年度の事業計画を県地域公共交通協議会で諮り承認を得ることで、各鉄道の安全運行対策計画をモニタリングできる仕組みとする。